

## 第9回森林づくり条例検討委員会 会議録

- |         |   |
|---------|---|
| (1) 日 時 | 平成23年 9月28日(水) 15時30分～17時20分  |
| (2) 場 所 | 対馬市交流センター3階会議室  |
| (3) 出席者 | 小嶋会長、原嶋委員、山口委員、松尾委員、梅野委員、棧原委員、永留委員<br>小松委員、比田勝委員、細井委員、長郷委員、松原委員、水崎委員<br>部原委員、小宮委員<br><span style="float: right;">(15名)</span> |
| (4) 欠席者 | 佐藤委員、上原委員、西山委員、大石委員 (4名)  |
| (5) 事務局 | 農林振興課【課長、西川係長、西山技師】   |

### 【会 議 次 第】

- (1) 開 会
- (2) 前回会議内容の確認
- (3) 条例案(全条)に係る協議及び意見交換
- (4) 副市長あいさつ
- (5) その他
  - 1) 提言書の確認
  - 2) 今後のスケジュール等事務連絡
  - 3) 出席委員挨拶
- (6) 閉 会

### 【検討会内容】

- (1) 開会  
事務局進行により開会  
事務局より配布資料の確認及び欠席委員の報告
- (2) 前回会議内容の確認  
対馬市ホームページ等による公表状況、会議内容について説明。
- (3) 条例案(全条)に係る協議及び意見交換  
前回検討会からの修正箇所及び修正理由等を事務局より説明し、意見交換を行い、市長提言用条例の最終確認及び合意形成を行った。  
○本検討委員会では、わかりやすさを第一に考え、“また”や“など”を漢字表記ではなく、ひらがな表記にすることで合意していたが、市条例担当者及び庁舎内3条例検討委員会での協議結果を踏まえ、3条例の表記の統一を図る必要があることから、漢字表記に変更となったことを事務局より説明。  
なお、市民向けに周知する際は、ひらがな表記とするともっとわかりやすいパンフレット形式にすることを説明。  
⇒様々な想いはあったものの委員各位了承。

○条例、第2章に“基本理念”のみを表記していたが、何の基本理念かわからなくなるため“森林づくりの基本理念”に修正。

⇒了承

○第10条第2号の“しいたけの再生と振興”は、委員提案により、もっとわかりやすくするため“しいたけ栽培の再生と振興”に修正。

⇒了承

○その他、前回検討会の修正箇所及び市条例担当者及び庁舎内3条例検討委員会について説明し、了承をいただいた。

#### 《市条例担当者及び庁舎内3条例検討委員会による主な修正説明箇所》

条 項	修正後表記
前文	<p><u>更に、本市の森林は、対馬の象徴でもあるツシマヤマネコ等、大陸と日本のつながりを示す多様な動植物の生息空間として貴重であり、他地域に類を見ない照葉樹林や落葉広葉樹林等の豊かな植生から成り立っている。</u></p> <p>同時に森林を再生するためには、適切な資源の利用が不可欠であり、対馬材の活用促進や対馬<u>しいたけ等</u>、林産物の生産向上をはじめ、木質チップボイラー等、<u>再生可能エネルギーや森林の二酸化炭素吸収機能を活用した新分野の利用、開拓等</u>も急務である</p>
第2条第9号	<p>(9) 市民 <u>市内に住み、若しくは勤める者又は市内に事務所を有する法人若しくは市内で活動する団体等をいう。</u></p>
第2条10号	<p>(10) 公共的団体 <u>農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会等の産業経済団体、青年団、婦人会等の文化教育事業団体等、公共的な活動を営む団体をいう。</u></p>
第3条第1項	<p><u>(1) 森林の有する多面的機能が持続的に発揮できるよう、人工林及び天然林の適正配置をはじめ森林の利用目的に応じたゾーニングを施し、長期的な展望に立った計画的な森林づくりを行うこと。</u></p>
第6条第2項	<p>2 <u>森林事業者は、事業活動を行うにあたっては、ゲンカイツツジやヤマザクラ等、人々に癒しをもたらす樹木、ケヤキやカヤ等の貴重な有用樹木の保全に配慮するものとする。</u></p>

## 《その他の意見》

最終頁の条例に係る用語集の説明文（意味）について意見をいただいた。

- 再生可能エネルギーの説明書きの中に自然エネルギーと同じ意味、と書いてあったが条例の中に自然エネルギーという表記はなかったのではないか。
- “クチクラ層”や“照葉樹林”などの言葉はあまり聞き馴れない言葉なので、条例にのみ使用するようにし、市民向けには“照葉樹林”ではなく、木の名前などの表記にする。
- 広葉樹でも照葉樹ではない樹木もあるため区別するべきではないか。
- シイやクスノキの中にも何種類かある。専門書には、シイ類やクスノキ属、ツバキ属などをすべて含めて照葉樹林とある。
- 落葉広葉樹林と書いてあるが、クスノキも落葉している。世間ではわかりやすく照葉樹林として知られているが、マツという樹種の分類はない。シイという樹種はないのでシイ類という表記が正しい。
- 自然エネルギーと再生可能エネルギーと同じ意味とあるが、石油などは自然エネルギーだが再生することはできないので、そのことも再生可能エネルギーとしていいのだろうか。

本条例に係る用語集については、意味の表現自体が難しくなっている箇所も多々見受けられるため、事務局にて再度、作成しなおし、市民向けには、もっとわかりやすい表現とすることとした。また、照葉樹林や常緑広葉樹、落葉広葉樹林については、後日、A委員やN委員等専門家の意見をいただき修正することで合意。

### (4) 副市長あいさつ

大浦副市長よりこれまで9回にも及ぶ検討委員会での真摯な議論を踏まえた条例の組み立てや内容等について御礼の挨拶をいただいた。

### (5) その他

#### 1) 提言書の確認

市長への提言文書及び構成について説明

- 林業事業従事者だけが従事者になってあとは関係者になっているので、どちらかに統一したほうがいいのではないかと意見により、“林業事業関係者”に修正。
- 8行目、“ご提言いたします。”は“提言いたします。”に修正。

#### 2) 今後のスケジュール等事務連絡

提言書提出日時及び出席意向委員の確認等を行った。

#### 3) 出席委員挨拶

各出席委員より一言ずつ検討会の感想等について、一言ずつ挨拶をいただいた。

以上により終了